

【目的】

特定非営利活動法人HOKKAIDOしっぽの会（以下「しっぽの会」という）は、保健所などで行政処分される犬や猫を保護し、新しい飼い主を探す活動のほか、人と動物がより良く共存できる社会を目指して、動物愛護啓発活動を行っています。皆様からのご寄付は保護動物たちの飼育費・医療費などの他に、動物愛護の啓発活動に充てさせていただきます。この規約は、しっぽの会が募金箱設置に関し、募金箱に寄せられたご寄付者の意思が活かされ、管理運営が適切に行われるために必要な事項を定めます。

【設置場所】

- (1) 募金箱設置協力店は、しっぽの会の趣旨に賛同する販売店・商店・病院・ホテルなどの不特定多数の人が出入りする施設とします。
- (2) 多くの人の目にふれるところに設置場所を決めて常時設置をお願いします。
- (3) 不幸なペットを少しでも減らす方法の1つとして生体展示販売をしている店舗には設置することはできません。
- (4) 公序良俗に反する企業・店舗・団体、アダルト関係、特定の政治団体・宗教団体、その他の思想団体には設置することはできません。

【設置申込】

募金箱設置のお申込みは、所定の「募金箱設置申込書」を提出してください。

【募金箱管理者】

管理の所在を明確にするため、18歳以上の管理責任者を定めしっぽの会に届けてください。

【募金の送金】

集まった金額の多寡に関わらず、募金箱に寄せられた募金を少なくとも1年に1回は、しっぽの会にお振込みいただくか、しっぽの会までご持参いただけますようお願いします。

【禁止事項】

募金箱を他に譲渡あるいは貸与しないでください。

【変更の届出】

募金箱設置の場所（住所・電話）、管理責任者等の変更がある場合は速やかにしっぽの会に届け出てください。

【設置の中止】

- (1) 募金箱の設置を終了する場合は、事前にご連絡いただき、募金箱を返却してください。
- (2) 2年間に渡り一度も送金がない場合は、募金箱の設置の状況を確認し、募金箱の返却を求めることがあります。